

議案第88号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、入所児童に係る児童手当等の給付金を管理する施設に母子生活支援施設を追加するものです。

【省令改正の背景】

児童手当法が改正され、施設入所等児童の定義に母子生活支援施設に入所している児童（児童のみで構成される世帯に属する者に限り、）が追加されました。これを踏まえ、給付金※として支払を受けた金銭の管理を義務付ける施設に、母子生活支援施設を追加する省令改正が行われました。

※施設入所等児童に係る児童手当等の給付金は、児童が入所している施設の設置者等に支給されます。

【条例の内容】

- ①省令改正を踏まえ、入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理をしなければならない施設に母子生活支援施設を追加します。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日